

やまがたロボット研究会会則

(名称)

第1条 本会は、やまがたロボット研究会（以下「研究会」という。）と称する。

(目的)

第2条 研究会は、山形県内の企業、大学等の研究教育機関、産業支援機関、行政機関、金融機関等が連携し交流を深めながら、ロボット及びロボットを構成する要素技術に関する情報の共有や技術開発力の強化等に取り組み、県内におけるロボット関連産業の振興を図ることを目的とする。

(事業)

第3条 研究会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 山形県におけるロボット関連産業に関心のある企業等の連携・交流の促進に資する事業
- (2) 山形県におけるロボット関連産業に関心のある企業等の技術向上、人材育成に資する事業
- (3) その他研究会の目的を達成するために必要な事業

(会員)

第4条 研究会は、次の各号に掲げる者をもって構成する。

- (1) 山形県内に事業所を有するロボット関連産業に関心のある企業
- (2) 大学等研究教育機関及び研究者
- (3) 産業支援機関
- (4) 行政機関
- (5) 金融機関
- (6) その他

(会員登録)

第5条 研究会の会員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出しなければならない。

(会費等)

第6条 研究会の入会金及び会費は無料とする。

(事業年度)

第7条 研究会の事業年度は、4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(運営)

第8条 研究会に関する企画運営は、山形県産業労働部が行う。

- 2 研究会の会務を処理するため、山形県産業労働部産業技術イノベーション課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成27年10月26日から施行する。
- 2 この会則は、平成29年4月1日から施行する。
- 3 この会則は、令和2年4月1日から施行する。
- 4 この会則は、令和4年4月1日から施行する。